

### 戦前期日本企業における財務報告実務の自律的展開と財務諸表準則の機能に関する研究

千葉, 準一 / CHIBA, Junichi

---

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費補助金研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2010-04

## 様式 C-19

## 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 4 月 28 日現在

研究種目：基盤研究(C)  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19530409  
 研究課題名(和文) 戦前期日本企業における財務報告実務の自律的展開と財務諸表準則の機能に関する研究  
 研究課題名(英文) Research on the development of financial reporting practice of Japanese firms and the function of the Working Rules of Financial Statements in the Pre-World War II period  
 研究代表者 千葉 準一 (CHIBA JUN-ICHI)  
 法政大学・経済学部・教授  
 研究者番号：90062869

## 研究成果の概要(和文)：

本研究では「戦前期有機・無機化学工業各社の財務報告実務」を対象を絞り、その財務情報の開示水準と内容を分析し、かつ財務諸表準則の化学工業各社の財務報告実務に対する影響を考察した。財務諸表準則が実務面で影響力がほとんどなかったことを確認することに加えて、本研究では、財務諸表準則の設定趣旨として、当時の財務報告実務が極めて多様であったことが指摘されているが、実際に株主総会に提示された財務諸表中に開示された財務情報は驚くほど均質的であったことが明らかにされた。この結論は従来の財務諸表準則の設定趣旨を覆す事実として、また化学工業に限定されているとはいえ、開示財務情報を通じた企業ガバナンスの構造が企業間で近似していたことを示唆する重要な証拠として注目に値する。

## 研究成果の概要(英文)：

The purpose of this study is (i) to explore how financial reporting was practiced under the condition of shareholders' effective governance which operated in Japanese industrial firms in the pre-WW2 period and (ii) to investigate reasons why the Working Rules for Financial Statements issued in 1934 had no important impact upon financial reporting practice by examining empirical data for the pattern of reporting adopted by 18 chemical firms. The study demonstrates that the reason for the absence of practical impact of the Working Rules was not simply the lack of enforcement power, as suggested in prior studies, but that financial reporting practice was influenced by: an extreme concealment policy founded on the unfinished separation of management from ownership; the formation of the new business concerns in the Japanese chemical industry; and a prolonged industrial slump in the chemical industry during the 1920s and the early 1930s.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 19 年度	700,000 円	210,000 円	910,000 円
平成 20 年度	500,000 円	150,000 円	650,000 円
平成 21 年度	400,000 円	120,000 円	520,000 円
年度			
年度			
総計	1,600,000 円	480,000 円	2,080,000 円

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：化学工業・財務報告実務・企業ガバナンス

## 1. 研究開始当初の背景

近年、日本経済史研究の成果が戦前期の株式市場の機能について再解釈を迫っている。戦後日本において銀行を通じた間接金融が長期にわたって支配的な役割を維持してきたことから、19世紀後半の近代的経済発展の初期以来、一貫して、日本の金融システムが同様の特徴を持ち続けてきたという根強い通念があった。しかし、戦前には資本市場と株主が企業金融とコーポレートガバナンスにおいて重要な役割を果たしていたことが既に明らかにされている。それゆえ、同資本市場が機能するための重要基盤である企業財務報告の実際、とくに計算書類上に記載された財務情報の開示水準と内容を分析することは日本会計史研究にとって喫緊の課題となっていた。とくに、株主の性急な配当要求に見られるように、戦前期日本企業の株式市場を通じた資金調達およびその財務構造が、企業の財務報告の態様（開示水準を含む）にどのような影響を及ぼしていたのか、そうした中で財務諸表準則がどのような機能を果たしていたのかが重要な課題として提起された。

## 2. 研究の目的

これまで「財務諸表準則」の指導指針としての実務面での効果については否定的見解が圧倒的であった。とくにこれまでの先行研究は財務諸表準則の実務に対する無効力の理由を法的強制力の欠如に求めていた。銀行・保険などの規制産業（たとえば国立銀行）において個別の特別法が整備され、これによって開示財務情報が制御されていた点に鑑みても、先行研究の見解には合理性があり、きわめて自然な解釈であったと考えることができる。しかしながら、財務諸表準則の策定作業を担った商工省財務管理委員会のメンバーのひとりであった太田哲三によれば、財務諸表準則に法的強制力を与えようとする試みには同委員会に選出されていた産業界代表の委員が執拗に反対していたという。また、財務諸表準則の指導指針が、その編成過程の段階から、当時の実務からかけ離れた『実用性に乏しき』内容であったことが反対理由のひとつであったことも明らかにされている。この指摘は、財務諸表準則について、その実際の指導指針としての効力が当初から危ぶまれていたことを示唆しており、その点からすると、なにゆえそうした効果が期待できない開示財務情報の指導指針をあえて作成・公表する必要があったのかという点が問われる一方、他方で当時の財務報告実務が財務諸表準則から実際のところどの程度乖離していたのか、それがどのような理由によるものであったのかという実証的問題の解明が待たれることになる。この点に鑑み、

本研究では「戦前期有機・無機化学工業各社の財務報告実務」に対象を絞り、その財務情報の開示水準と内容を分析し、かつ財務諸表準則の化学工業各社の財務報告実務に対する影響を考察することにした。この分析対象の選択は財務諸表準則の効果を分析する目標と整合する。同準則が、銀行、保険、電気、鉄道等の特別法規によって制御されたいわゆる「規制産業」ではなく、より一般的な商工企業に財務報告上の指針を提供することを目的としていたからである。また、財閥本社による封鎖的所有が特徴である財閥系企業は別としても、戦前期の主要製造業は調達資金を株式市場に依拠しており、とくに有機・無機化学工業各社は、明治期から第2次大戦終了時まで、とくに軍備拡張や造船・郵船業の勃興と軌を一にして発達し、事業拡張資金の多くを株式市場を通じて調達していた。さらに、化学工業各社の財務報告実務の展開を分析することは、造船・郵船業を分析対象としている先行研究の結果を補完する意味でも有効であった。

## 3. 研究の方法

分析対象となる戦前期有機・無機化学工業各社の財務報告実務に関する情報として国立国会図書館および東京大学経済学部図書館にオリジナルが所蔵され、(株)雄松堂書店よりマイクロフィルム版が提供されている一連の営業報告書集成を活用した。このなかには有機・無機化学工業225社が含まれており、同225社に対してデータの完全性を確保するための特定の選定諸規準を適用し、サンプル企業を選び出す作業を行った。このうち有機・無機化学工業225社が含まれている。この225社に対して次にあげるデータの完全性を確保するための選定諸規準を適用し、サンプル企業を選び出す作業を行った。

- (a) 日本国内に本社所在地がある企業であること
- (b) 営業報告書中に貸借対照表、損益計算書、利益処分案についての情報が完備されていること
- (c) 新設企業である場合を除き、両大戦間期(1919-1939: 第一次大戦終了時から1939年に価格統制例が発動され戦時体制に突入するまでの期間)がカバーされていること
- (d) (c)の期間中に一定数以上の欠号箇所がないこと
- (e) 染料製造等にみられるような当時の日本政府の産業政策の影響を強く受けていない企業であること

サンプル企業の財務諸表より、貸借対照表、損益計算書および利益処分案関係の情報を抽出し、開示項目について、その項目数なら

びに各々の金額に関し時系列・クロスセクション双方の点からみて十分なデータベースを作成した。同データベースに対して、1934年の財務諸表準則公表前後の2期間に区分したうえで、必要に応じて項目数の増減動向およびその要因を分析するため、各種金額指標や株主数と組み合わせた回帰分析、有意性検定(F検定、t検定)、主成分分析および分散分析(ANOVA)を実施した。

#### 4. 研究成果

営業報告書集成第一集から第八集に収録されている母集団から、データの完全性を確保するために予め設定された選定諸規準に基づき、有機・無機化学工業24社のサンプルを抽出し、同企業の財務諸表より、貸借対照表、損益計算書および利益処分案関係の情報を収集し、開示項目について、その項目数ならびに各々の金額に関し、データベースを作成した。同データベースに基づき、1934年の財務諸表準則公表前(1919-1933)と後(1934-1939)の2期間に分類し、貸借対照表、損益計算書および利益処分案の各表上で開示された平均開示項目数を分析したところ、貸借対照表項目および損益計算書項目については、1932年以降の業績回復期に生じた有機・無機化学工業の規模拡大とともに、幾分増加する傾向を示したが、統計的には有意ではなかった。同様に1934年の財務諸表準則公表前後の2期間で明確な変化が生じているか確認したが、これも統計的には有意ではなかった。以上のことから、開示項目数の変化に着目した場合、戦前期有機・無機化学工業各社の財務報告実務に対しては、財務諸表準則に指導指針としての有意な効力は認められなかった。この点、これまで「財務諸表準則」の指導指針としての実務面での効果について否定的見解をとってきた先行研究の主張を覆すことはできなかったが、これとは別に、本研究では、次のような結論を導き出すことができた。すなわち、貸借対照表、損益計算書および利益処分案の各表上で開示された平均開示項目数の企業間でのバラツキに着目したところ、これまでの通説として戦前期の企業財務報告実務が極めて多様であったことが指摘されていたが、実際に株主総会に提示された財務諸表中に開示された財務情報は各会社間で驚くほど均質であったことが明らかにされた。企業規模毎に分類した財務報告実務の実態からみても、グループ間に統計的な有意差はなく、その意味でも開示された財務情報は企業間で均質であったことが明らかにされた。この結論は、化学工業に限定されているとはいえ、開示財務情報を通じた企業ガバナンスの構造が企業間で近似していたことを示唆する重要な証拠として注目される。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計10件)

(1) 野口昌良、Trevor BOYNS (2010) 「日本の航空産業における予算の統制目的利用—政府介入の事例—」『日本会計史学会年報』28号(査読有) 発刊予定。

(2) 千葉準一 (2010) 「戦時統制経済期における会社経理統制(2)—大蔵省による一般会社経理統制の展開—」『経済志林』77巻4号(査読無) 455-476頁。

(3) 千葉準一 (2010) 「戦時統制経済期における会社経理統制(1)—陸軍省による軍需品工場事業場経理統制の展開—」『経済志林』77巻3号(査読無) 385-413頁。

(4) 千葉準一 (2009) 「昭和の恐慌と『商工省準則』の形成」『経済志林』77巻2号(査読無) 299-323頁。

(5) 千葉準一 (2009) 「商法計算規定の形成」『経済志林』77巻1号(査読無) 97-124頁。

(6) 千葉準一 (2009) 「明治期前商法期における英国型報告会計実務形成と変容」『経済志林』76巻4号(査読無) 375-401頁。

(7) 千葉準一 (2009) 「近世江戸期における経済思想と各商家の内部報告会計実践」『経済志林』76巻3号(査読無) 269-293頁。

(8) 千葉準一 (2008) 「日本会計制度史研究の方法」『経済志林』76巻2号(査読無) 189-205頁。

(9) Noguchi, M. and Michiyasu Nakajima (2008) 'Working Rules for Financial Statements' and pre-WW2 financial reporting of Japanese industrial firms: the case of chemical firms', Accounting History, vol. 13, no. 1, (査読有) pp. 281-311.

(10) 野口昌良、中寫道靖、岡野浩(2007) 「戦前期化学工業企業の財務報告実務に対する『財務諸表準則』の影響—福岡酸素株式会社の事例—」『日本会計史学会スタディグループ報告書(中間報告)』(査読無) 1-18頁。

[学会発表] (計3件)

(1) 野口昌良、Trevor BOYNS 「日本の航空産業における予算の統制目的利用—政府介入の事例—」日本会計史学会(2009.10.25) 久留米大学

(2) Noguchi, M. and Michiyasu Nakajima, Maintaining Budgetary Control in a Wartime Economy: The Case of Japan Airways, 12th World Congress of Accounting Historians (2008.7.23) Istanbul, Turkey.

(3) 野口昌良、中寫道靖、岡野浩 「戦前期化学工業企業の財務報告実務に対する『財務諸

表準則』の影響-福岡酸素株式会社の事例」  
日本会計史学会 (2007. 9. 23) 神戸大学

〔その他〕

ホームページ等

有機・無機化学工業各社の財務諸表に記載された開示項目について、その項目数ならびに各々の金額に関して時系列・クロスセクション別に分類・作成したデータベースを、関係機関の了承を得たうえで、以下のサイト [http://harold-howitt.com/index\\_new.html](http://harold-howitt.com/index_new.html) 上で公開した。

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者 千葉 準一 (CHIBA JUN-ICHI)

法政大学・経済学部・教授

研究者番号：90062869

(2) 研究分担者 野口 昌良 (NOGUCHI MASAYOSHI)

首都大学東京・社会科学部・教授

研究者番号：70237832